

のき 会 議 動

9月定例会議

9月の定例会議が、9月7日から19日まで行われました。ここではその主なものを紹介します。

条例改正

■ 税条例の一部を改正する条例

■ 重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

* 関係法令の改正に伴うものです。

決算認定

■ 平成28年度関川村各会計・水道事業会計の決算認定

* 平成28年度の一般会計と9の特別会計、水道事業会計の決算について報告するものです。

補正予算

■ 一般会計(第3号)

* 歳入歳出それぞれ3280万円を追加し、総額50億300万円としました。

■ 国民健康保険事業特別会計(第1号)

* 歳入歳出それぞれ30万円を追加し、総額7億3030万円としました。

■ 介護保険事業特別会計(第1号)

* 歳入歳出それぞれ80万円を追加し、総額1億1030万円としました。

■ 公共下水道事業特別会計(第1号)

* 歳入歳出それぞれ480万円を追加し、総額4億6080万円としました。

同意

■ 村教育委員会委員の任命の同意について

* 平成29年11月30日で任期満了を迎える村教育委員会委員の須貝誠さん(高田)について、引き続き任命することに同意したものです。

10月1日(日)から10月31日(火) 高齢者交通事故防止運動

～ひろげよう 長寿社会へ 無事故の輪～



運動の重点

横断歩行者の保護

平成28年度までの過去5年間における高齢者の交通事故死者数を事故別に見ると、歩行中に車にはねられた死者が152人で、そのうち道路横断中にはねられた方が113人と最も多くなっています。

夜光反射材の活用

高齢歩行者の死亡事故多発状況は、10月から12月にかけて増加し、時刻帯は午後4時から午後8時に集中しています。この5年間での夜間における歩行中の死者数は105人で、反射材を使用していた人はほとんどいませんでした。

早めのライトの点灯と上向き・下向きのごまめな切替え

夕暮れ時は交通事故が増加する傾向にあります。秋から冬にかけては日没が早まりますので、早めにライトを点灯しましょう。

優秀運転者表彰(敬称略)

■ 県警察本部長・

県交通安全協会会長表彰

▽ 50年無事故無違反

▽ 竹内 満(桂)

▽ 20年無事故無違反

▽ 伊藤卓弘(下関)



ホタルについて(その3)

滝原 平田 時夫

前回(その2)で記したホタルが蟻を嫌う実験がいろいろと書かれてあったのですが、字数に限りがあり、詳しく紹介できませんが、蟻の嫌う臭いがあるのか、それとも毒があるのか、兎に角持つていないのは、事實であることを確かめたそうです。

また、蜘蛛も口にしないそうです。蜘蛛の巣に取り巻かれながらホタルは光っているそうです。がんじがらめに縛られて光っているホタルを糸から解いてやれば完全に活きかえると。

何れにしてもホタルの光は人を楽しませるものではなくて、雌雄相知るためなのか、他の動物に警戒心を与えるためか若しくは暗夜の道案内のためかかも知れないとこのことです。

蛍とロマンス

(一部抜粋、一句のみ)

音もせず思いにもゆる螢こそ
鳴く虫よりも哀れなりけり
奈良・平安時代においては
貴族の間に螢の生んだロマン

スは非常に多かつたそうです。では、螢の語源は？大抵の人は黙ってしまうと言います。色々の説があるようですが、昔の昆虫学者「小野蘭山」説によると、夜空いっぱい輝く星が天降つたものとして崇拜され、「星垂る」から「螢」の語が生まれたものと説いています。

古い人、私は、小学校1年生入学の時に文部省、小学校国語読本で(原文のまま)
アチラ デモ
コチラ デモ
ホタル ヲ ヨブ
コエ ガ シマス。

ホ、ホ、
ホタル コイ。
アツチ ノ
ミヅ ハ、
ニガイ ゴ。
コツチ ノ
ミヅ ハ、
アマイ ゴ。(以下省略)

今から77年前、1年生で学習したと思うと夏虫の異色もあるホタル。貴重な虫であったこと、改めてなつかしく不思議な感動が湧きました。

ホタルによる癒しの効果、会報しもせき第29号より、ホタルの光(ゆらぎ)は、人間の脳のD波を刺激し、活き活きとされる力を持つており、ホタルが放つその光には人の心を癒し、「ゆらぎ」効果が秘められているそうです。これは、そよ風、川のせせらぎ潮騒などといった自然界に存在するリズムのことのこと。

今年、全国ホタル研究会50回という記念すべき大会が関川村で開催、その意義は自然保護という大切な大会発表でもありました。

最後にお願
雑多な文を連ねましたが、参考資料、螢学者原志免太郎著「螢」の発行は今から77年前の昭和15年9月。判読に理解できないヶ所が多くて失礼ですが、ぜひとも親子共々、関川村ホタルの会にご入会下さること切望いたします。
ホタルの会 副会長より



消費税軽減税率制度等説明会のご案内

事業者の方を対象とした消費税の軽減税率制度等に関する説明会を開催します。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取り扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

《開催日時》

10月17日(火) 13時30分～15時00分
10月18日(水) 13時30分～15時00分

《場所》

村上市民ふれあいセンター 2階研修室

《問い合わせ先》

村上税務署 法人課税部門 担当：小池
☎0254-53-3141(代表)

「法の日」週間 暮らしの無料相談
(法務行政・登記・法律相談)

こんな相談をお受けします。

- 土地・建物の売買、相続、抵当権設定、土地の分筆、合筆、地目変更など不動産登記に関すること
- 土地の境界に関すること
- 親族間、近隣間のもめごと・悩みごと、いじめ、不当な差別、虐待などの人権問題について
- 金銭の貸借、保証、多重債務等について
- 地代、家賃などの供託に関すること など

《相談日》

10月2日(月) 関川村市民会館(関川村大字上関1285)
10月4日(水) クリエイト村上(村上市三之町1-6)
10月5日(木) 村上市 山北支所(村上市府屋232)

《相談時間》 午前10時～午後3時まで

《相談担当者》 法務局職員、人権擁護委員、司法書士、土地家屋調査士

《問い合わせ先》

新潟地方法務局村上支局 ☎0254-53-2390